

# 經濟論叢

第123卷 第1・2号

---

マルクスにおける生産諸力の概念について(2)……平 田 清 明	1
自由保有地における 旧体系の壊顔と慣習保有地の情況……………尾 崎 芳 治	24
国債発行と資本蓄積……………池 島 正 興	54
ヒュームの学問・技芸論……………田 中 秀 夫	82
The Engineering Magazine と原価管理……………田 井 修 可	99

---

昭和54年1・2月

京 都 大 学 經 濟 學 會

# 自由保有地における旧体系の壊類と 慣習保有地の情況

——17世紀イングランドの土地所有(2)——

尾 崎 芳 治

## 旧体系の壊類と土地私有への傾斜

領主的諸層の自由保有地が旧土地所有体系の一環に組みこまれたものであったことは、前稿に確認したとおりであるが、旧土地所有体系のこうした基本的枠組みの存在を、十分に視野におさめておくことは、問題にとってきわめて重要な意味をもっている。だが、そうはいっても、この枠組みが事態を百パーセント支配していたとか、領主自由保有地ががんじがらめの全く動きのとれないものであったとか、と言うとすれば、あたかもそうした枠組みなどまるで存在しないかのごとく従来語られてきたのと同様に、事態の不当な一面化であること、いうまでもない。

むしろわたくしたちは、旧体系の枠組みの存在を確認したことによってかえって、領主的諸層の土地所有についての当該時期のよく知られた諸現象のなかに、ほかならぬこの旧体系とのかかわりにおいてこそその意味が明確となる一定の発展傾向を、読みとることができる。一言にしていえば、旧体系壊類の傾向である。

### (a) 王領地の崩壊と土地所有バランスの移行

第6表は、トニーが、かの「ジェントリの勃興」を裏づける概括的数値として提示したもので、テューダ絶対王政の絶頂期に属するエリザベス一世第4年とイギリス革命開始の年をとって、イングランドの7県で所有者を確認で

第6表 マナの移動, 1561年—1640年

	(1) 1561年	(2) 1640年			
		(a)		(b)	
		マナ数 (%)	マナ数 (%)	増減 (%)	マナ数 (%)
国王	242 (9.5)	53 (2.0)	-187 (-7.2)	53 (2.0)	
貴族	335 (13.1)	157 (6.1)	-178 (-7.0)	343 (13.4)	+8 (+0.3)
ジェントリ	1,709 (67.1)	2,051 (80.5)	+346 (+13.4)	1,868 (73.3)	+159 (+6.2)
教会	185 (7.2)	179 (7.0)	-6 (-0.2)	179 (7.0)	
団体	67 (2.6)	76 (3.0)	+9 (+0.4)	76 (3.0)	
その他	9	31	+22	31	
総計	2,547 (100.0)	2,547 (100.0)	0 (0)	2,547 (100.0)	

きる計2,547マナの、この80年間における所有の変化を示している<sup>1)</sup>。表中の(2)一(a)は、この期間に新たに貴族の称号を得た家族のマナをジェントリの所有に含めたばあい、(2)一(b)は、同じものを貴族の所有に含めたばあい、のそれぞれの数値である。前者は、トニーがもともとの問題提起に当って提出したものであり、後者は、トニーにたいする批判としてトレヴァー＝ローパーの示した方法にしたがってトニー自身が再提出したものである。「ジェントリの勃興」をめぐって主としてトニーおよびL・ストーンとトレヴァー＝ローパーとのあいだに展開された周知の論争については、ここであらためてその詳細に立ち回することはしない<sup>2)</sup>。

1) Tawney, 'The Rise of the Gentry', Postscript, *Eco. H. R.*, Second Series, Vol. vii, No. 1, 1954, reprinted in Carus-Wilson, E. M. ed., *Essays in Economic History*, London, 1954, p. 210 の表。7県とは、ハーファドシア、ベドファドシア、バキンガムシア、サリ、ウスタシア、ハムプシア、ヨークシアのノース・ライディングである。 *Ibid.*, p. 210, n. 3. (浜林正夫訳『ジェントリの勃興』未来社, 1957年, 95ページ註3.)

2) 拙稿「17世紀イングランドの土地所有」『経済論叢』122巻5,6号, 註3参照。

しかし、第1に、トニーの表からわたくしたちが、そうした論争とかかわりなく、全く異論なく確認できることで、しかもわたくしたちの見地からは特別に意味深い事実がある。その1つは、王領マナの急激な減少である。1561年に総数の10%近くを占めた王領マナは、80年後には、わずかに2%にまでその比重を低下させている。この7県にかぎらず王領地全体をとっても、S. J. マッジの研究によってさきに第3表にその一端を示しておいたように、例えばエリザベス晩年からジェームズ一世の治世の初めにかけてのわずか10年余のあいだに、収入にして5分の3が失われている。重要なのは、それが売却によるものであったことである。その規模は、第7表<sup>3)</sup>に窺われる。革命に先立つ79年間に総額224万ポンドにのぼる巨額の王領地が売却されたが、エリザベスの治世45年間の82万ポンド、年平均1万8,000ポンドにたいし、初期ステュアート2代の35年間には、飛躍的に加速されて、143万ポンド、年平均ジェームズ治世の3万5,000ポンドから、さらにチャールズ治世には、5万ポンドに及んでいる。

第7表 王領地の売却1558年—1637年

期 間	果 計	年 平 均
1558—1603	£ 817,000.0	£ 18,155.6
1603—1625	775,000.0	35,227.3
1625—1637	651,158.5	50,089.1
総 計	2,243,158.5	28,394.4

まさに王領地——かのバーネットのいう「この国の有力諸家族」の「宮廷への依存」の根源の1つであった王領地、そしてなによりも、あの土地所有の旧体系、旧社会構成、旧政体の頂点に位置する絶対主義大権の、自立的な物質的基礎であった王領地——が、いまや音をたてて崩壊しつつあること、これが「論争」とかかわりなく確認できるしまたしななければならない1つの点である。

第6表から異論なく確認されるはずのいま1つの点は、王領マナ数の減少と

3) Madge, S. J., *The Domesday of Crown Lands*, London, 1938, pp. 41-42, 47-64. より作成。

逆比例して、中間領主諸層の所有マナ数が増大していることである。80年間の王領マナの減少数187にたいして、貴族およびジェントリの所有マナ数は、2,044から2,208へと164増えており、マナ数にかんするかぎり、事実上、前者の減少分の88%近くが、後者の手に渡ったにひとしい結果が示されている。事実、チャールズの治世に行なわれた2度の「大売却」で、1度めは、155名の貴族とジェントリで総額の75ないし80%を獲得し、2度めも、この両者で60%を獲得しているのである(第8表<sup>4)</sup>)。トニーのいう「新たな社会均衡 new equi-

第8表 王領地購入者

	1625—1634		1628—1639	
	£ * 247,597		£ 349,897	
売却総額				
購入者	人数	購入額 %	人数	購入額 %
貴族	22	25~30	—	10
ジェントリ	133	50	—	50
商人	5	10	—	25
その他	58	10~15	—	15
計	218	100	350	100

\* 但しこのうち、売買の経過をたどりうる土地は、金額にして234,437ポンド。

librium」は、なによりもまず、王室と中間領主諸層とのこの関係について承認されてしかるべきである。革命における権力バランスの変化は、それに先立つ土地所有バランスの変化のたんなる結果にすぎない、という『オウシーアナ』(1656年)の著者の命題<sup>5)</sup>が、この大まかな点にかんするかぎり、事実をもつ

4) Tawney, 'The Rise of the Gentry', *Eco. II. R.*, Vol. xi, No. 1, 1941, reprinted in Carus-Wilson ed., *op. cit.*, pp. 200—201, (前掲邦訳64—65ページ)より作成。

5) ジェイムズ・ハリントン(1611—1677)によれば、革命の原因は、チューダ、ステュアート朝統治下での莫大な土地財産の人民への移転にあった。土地財産は個人化され目に見えるかたちにされた国家権力である。「バランスが人民のほうに傾いている以上、その国家は、すでにして人民的なものになっているのである。」*Harrington's Works*, 1700 edn., p. 69 (*Oceana*), pp. 388—389, (*The Art Law-giving*), quoted in Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 38; cf. Tawney, 'Harrington's Interpretation of his Age' in *Proceedings of the British Academy*, Vol. xxvii, 1941. (浜林正夫訳『ジェントリの勃興』前掲所収。) なお右に関連したハリントンの記述の一部は、Hill, C. and Deil, E. ed., *The Good Old Cause: The English Revolution of 1640-60, its Causes, Course and Consequences*, London, 1949, pp. 261-

て立証されることになることを、読者はイギリス革命の経過のなかで了解されるはずである。

### (b) 領主自由保有地の大量的商品化

第2に、第6表に示されるマナ所有数の変化は、当然それに幾層倍する大量の土地移動、頻繁な土地売買の存在を思わせるものである。表はただ、互いに錯綜したその過程の、結果だけを表現しているにすぎない。実際トーニーによれば、同じ7県で、所有者をたどりうる2,500余のマナのうち、1561年と1600年の40年間に、3分の1弱が一度は売られ、1601年と1604年の間に3分の1強が売却されている<sup>6)</sup>。同様な情報は、ほかにも挙げるのであるが<sup>7)</sup>、それらは、領主的諸層相互のあいだに広汎な土地市場が形成され、領主自由保有地が急激な土地商品化の渦にまきこまれつつあることを、彷彿させるものである。この時期に土地集積を行なった数多い事例の1つ、ノーサンブタンシャーの貴族スペンサ家による盛んなマナ購入とその一部の再売却、推定される売り手の階層からも、そのほんの一端ではあるがうかがい知ることができよう(第9表<sup>8)</sup>)。この例には、1641年時点で、過去20年間の8回計1万6,400ポンドにのぼる土地抵当負債を負っていた同じノーサンブタンシャーのフィッツウィリアム家の<sup>9)</sup>例を、対照的に並べて挙げることもできる。

いうまでもなく土地の商品化するなら「土地の譲渡可能性および譲渡」は、

263. に収録されている。 *The Commonwealth of Oceana*, 1656. は、クロムウェルに献呈されたもので、もちろん厳密にいえば、事前の予言ではなく、「事実をもって立証」されたことの共和主義者ハリントンによる理論化である。 Cf. *Dictionary of National Biography*; Low. S., *The Dictionary of English History*, p. 561.

6) Tawney, 'The Rise of the Gentry', p. 192. (前掲邦訳48ページ。)

7) 7県のうちロンドンの影響のつよかったハーファドシャーとサリでは、600余のマナのうち40%以上が1601年から1640年のあいだに売られたといわれ (*ibid.*, p. 192. 前掲邦訳, 48ページ)、1620年にベドファドシャーで土地をもっていたジェントリのほぼ3分の2が、1668年までに土地を売って地元を離れたとみられている (*ibid.*, p. 191. 前掲邦訳, 46ページ) 等々。

8) Finch, M. E., *The Wealth of Five Northamptonshire Families, 1540-1640*, Publications of the Northamptonshire Record Society, vol. xix, Oxford, 1956, p. 176, Appendix IX, Table I. より作成。

9) Cf. *ibid.*, pp. 198-199, Appendix XV, Table O.

第9表 Spencer 家のマナ購入, 1540年—1640年

年 度	マ ナ 名	価 格	売 り 手	再 売 却
1557	Byfield	£ 378 17 9	王 室	
1563	Cumberford (復帰権)	390 0 0	Th. Cumbeford	1639
1575	Muscott	1,400 0 0	W. Gent	
1566—78	Howbery			1585—1600
	Crowmarsh			
1588	在 Wicken の旧小 修道院領		R. Ketteridge と G. Punte	
1592	Nobottle	2,150 0 0	F. Bernard, esq.	
	Little Brington			
1602	Priors Marston	1,700 0 0	F. Beal, esq.	
1615	Deanshanger	2,400 0 0	Sir R. Winwood	1617
1627—36	Hinton 在の1主要 マナ		H. Catesby	
1632	Radbourne の半分	5,700 0 0	Th. Wilbraham	
1633	Prior Hardwick			

地代の貨幣形態への転形による資本化された地代すなわち地価の形成とともに、「本質的契機」となり、やがて「都市その他の貨幣所有者も、地所を買って農民なり資本家なりに賃貸し、かれらの投下した資本の利子を地代として受けとりうる」ことともなるのであるが<sup>10)</sup>、わたくしたちが眼前にしているのは、まさにこうした地代を收取しうる土地所有権の商品化が急激に一般化しつつある事態である。これらの土地の商品化が、どのような「従来の搾取様式の転形、所有者と現実的耕作者との関係の転形、および地代そのものの転形<sup>11)</sup>」に伴われており、またそれらを助長することにもなっているかは、別に考察する。ともあれマナを取得することが、今なお政治的・社会的権勢を手に入れる鍵であ

10) Marx, K., *Das Kapital*, Dietz Verlag, Berlin, 1953, Bd. III, S. 853. (『資本論』第3部 長谷部文雄訳, 青木書店, 1953年, 1130ページ, 『マルクス・エンゲルス全集』 大月書店, 1966年 © b, 1028ページ。)

11) *Ebenda*, SS. 854-855. (長谷部訳, 1130ページ, 全集版 © b, 1028ページ。)

っただけではない。いまや土地を獲得することも、土地を取引することも、金銭的致富の源泉となりつつある<sup>12)</sup>。1例を挙げよう。第8表にかかげたチャールズの治世の王領地「大売却」のうちの2度めは、土地を担保としたシティからの320万ポンドの債務を償還すると同時に、追加貸付を得ようとして、1628年に、エドワード・ディッチフィールドを筆頭とするシティの受託人たちに一括して引渡され、後者がその後12年間にわたってそれを売却することで債権の回収に当てたものである<sup>13)</sup>。その際の商人層による購入比率の高さもさることながら、シティの貨幣所有者たちにとってこの取引が十分な「利子」をもたらすものであったことも、第1回の「大売却」に明示されているような原則として、1,000ポンドを超える単位での購入に応じたものがどのような経済状態にあったものであるかも、また購入者たちにとってこれらの土地が多少とも魅力的な商品であったにちがいないことも、恐らく想像するにたたくない。その事情の一部は、たとえば、1608年に検地された9県111の王領マナで、現に徴収されている年地代の額と、「改良」によって可能と見積られた価値との開きが、膳本土地保有農の地代で8倍、定期借地農のそれで3.3倍、平均して4倍に及んでいた、という事実<sup>14)</sup>からも、いく分かは納得されるにちがいない。この開

12) 「法律を商売にする人間が異常にふえた——1591年から1600年と、1631年から40年とをくらべると、グレー法学院とリンカーン法学院で弁護士資格をとったものの数は、ほぼ3分の2だけふえている——のは、主として演義証書作成業者になる機会が新しくひらけたためだといわれる。」(Tawney, *op. cit.*, p. 191. 前掲邦訳, 46ページ。) なお同時代人の目に映じた土地取引および投機の例については、cf. Johnson, B., *The Devil is an Ass*, Everyman's edn., II, p. 291; Shirley, *The Gamester* (1633), Act I, Scene I, and *Historical Manuscript Commission, Sackville MSS*, I, p. 152, extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, pp. 48-49.

13) Tawney, *op. cit.*, p. 200. (前掲邦訳, 64ページ, 69ページ注86.) また、cf. Madge, *op. cit.*, p. 318.

14) 1608年の検地結果を表示すれば、第10表のとおりである (*ibid.*, pp. 56-57. より作成)。9県とはイングランドおよびウエイルズの、カンバランド、デーヴンシア、ドーセット、サマセット、ウエストマラント、ウィルトンシア、ヨークンシア、カマーザン、ベンブルクの諸県である。王領地が一般に(教会領とならんで)低地代であったとは、よく言われることであり、ここでもマジックが力説している。かれの例にならって、1人当たり平均年地代を算出すると、自由土地保有農3シリング、膳本土地保有農9シリング、定期借地農48シリングとなる。しかしこれでは、単位面積当りの地代の実態は、わからない。1つの推計をこころみよう。ここでもウィルトンシアのハーバト家所領の16世紀のエーカー当り改良年地代35ペンス (Kerridge, E. 'The Movement of Rent,



きのなかに、金融者の「利子」も購入者の利得も、その多くが潜在的に含まれていたものであり、またこのことのなかに、農民とくに自由土地保有農から区別された右の二つの階層が売却によってこうむる運命も、ある程度暗示されている。ともあれ以上のような諸事象を通して、わたくしたちは、領主自由保有地の所有権が、事実的に商品としての土地所有権つまり私有権として、大量的に流通しつつある情況を、見てとることができる。領主自由土地保有の土地私有への傾斜は、しだいにとどめがたい趨勢となりつつある。

### (c) 「身分による所有」の後退と「貨幣による所有」の増大

第3に、こうした土地所有の大量的商品化の背景には、国際的拡がりでの商品流通、貨幣価値の低落、農業における商品生産の新たな形態での展開、といった諸事情が控えていたのであって、そうした商品経済的諸関係が、領主的諸層をとらえつつあったとすれば、わたくしたちは、その内部の貴族とジェントリのいずれがこの1世紀間に勃興または没落しつつあったかを問うまえに、これら領主的諸層の土地所有と生活をとりまく諸条件が、いまや凶襲と常軌と静穩の牧歌的世界のそれから、変化と動揺と個々的な浮沈をこそ常態とする鉄の

第10表 王領地の地代と価値, 1608年

(9 県 111 マナ)	人 数	年 地 代	現 実 価 値	価 値 / 年 地 代
自由土地保有農	898人	135 £	£	
保有料付自由土地保有農	34	567		
膳本土保有農	3,686	1,660	13,375	8
慣習・任意土地保有農	314			
定期借地農	1,317	3,144	10,340	3.3
計	6,249	5,592.5	24,502.2	4.4

1549-1640', *Eco. H. R. Second Series*, Vol. vi, No. 1, p. 25.) を目安としよう。いまかりに王領地検地官が、ほぼこの程度を時価として、改良価値を算定していたとすれば、定期借地農のエーカー当り現行年地代は、35ペンスの3・3分の1すなわち10.6ペンス、膳本土保有農のそれは、45ペンスの8分の1すなわち4.3ペンスとなる。このあとのものは、やはりさきに引いた1568年のハムシアの宗教領クロンダルの膳本土保有農の固定地代エーカー当り4ペンス(篠塚信義、『16世紀イギリスの農民層分解』『史学雑誌』第67編第1号, 6ページ)にほぼ等しい。もっとも右の9県は、いずれも概して辺境部に属し、実際の地代は、これより下まわったと見るのが妥当かもしれない。いずれにしても王領地の旧地代は極端な低額であり、その改良可能価値がきわめて大きかったことはまちがいない。

世界のそれへと、決定的に移りかわりつつあったという事実<sup>15)</sup>を、十分に認めてかかることが、まず必要である。個々の領主的家族の家運のためぐるしい隆替こそはむしろ時代の必然だったのであり、上昇と下降はこの層を襲った同じ事態の2つのちがったあらわれに外ならなかった<sup>16)</sup>。トニーの挙げた零落する貴族と多数の抬頭するジェントリの例も、これと一見正反対の、トレヴァー＝ローパーの提示した「大農業家」「大牧畜業者」の貴族と、落魄するジェントリの例も、この前提のうえでは、ともにしごく当然のものとして受けいれることができる。このことは、トニーもその叙述のなかに事実に織りこんでい

15) この点は、まちがいがなく時人によっても膚身に実感されていたのであって、たとえばサー・ジョン・オグランドが1632年に自らの血で書き遺したといわれる次の1文を見られたい。「田舎のただのジェントルマンの身には、身代をこしらえるのも、家運をあげるのも到底かなわぬことである。己れの相続地をつづぐことはもとより、ほかになんとしても、宮廷人なり法律家なり商人になるとか、とにかくなにかの職にありつかねばならない。それもかなわぬとあれば、船を手に入れてそいつをうまく運用させてやるか、会計監査官の地位を買ってやるか、それとも県の海防副司令にでもしてやることだ。犂の尻を追っているだけなら、約束を守って、まっすぐに生きてはいけようが、産をなすことなど夢のまた夢である。サー・ジョン・オグランド、自らの血をもってこれを書く。1632年6月25日時によわい48歳。」 *A Royalist's Notebook, The Commonplace Book of Sir John Oglander of Nunwell, 1622-1652*, ed. by Bamford, F., 1936, extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, p. 48. オグランドは、同文のものを息子に遺訓としても与えたといわれる。よわい48歳に達した1ジェントルマンのやき悲愴な1文は、何を語るか。トレヴァー＝ローパーにしたがって (Trevor, =Roper *op. cit.*, pp. 26 f.), 当時一般に「地方ジェントリ」の没落の運命と、それからの脱出路が主として宮廷および官職にあったことを示唆するものだとまで、一般化するには、余りにも、書き手の事情にかかわっていたかに思われる個人的思ひ入れの強さを覚えさせるものである。ざりとて、トニーのように「悲観論が許された頃の、それにしては余りに悲観的な言葉」(Tawney, *op. cit.*, p. 187.)として、たんに例外的個人の悲観論と片づけるには、上昇へのつよい執念と瀟然とした願望ながら具体策の提案を含んだものである。わたくしには、この1文のなかに、旧態維持は、「時勢」にとりのこされるか没落を意味するのであって「とにかくなにか」をやることのなかにしか上昇の機会はない、という激動する時勢の変についての当事者感覚を読みとることで、さし当り十分である。宮廷や官職への志向がつよいこともたしかである。「なにか」をやるのが農事にまで及ばない点に、オグランドの精神的態度のある種のありようがうかがわれるともいえる。なお当人は、のちの王党派。

16) この点を共通了解として確認することが、きわめて錯綜した「ジェントリ論争」を「超え」て、なおかつそこから積極的なものを汲みとるための、なによりも必要な前提であるように、わたくしには思われる。「論争」の現段階は、なおもっと多くの個別事例の発掘を要請するものであることはたしかであるが、それが右の前提を欠いたまま進行するならば、わたくしたちは恐らく現実の多様さを前に、ただ現実世界の「不可思議な混沌」を咏嘆する一種の「実証的=ヒロイズム」に陥るほかないのではないかと予感される。

たことではあったが、わたくしたちははっきり、トレヴァー＝ローパーとともに、「貴族もジェントリもいずれも」この激動の渦中におかれた「領主であった<sup>17)</sup>」ことを認めねばならない。

では、これらのことを前提してなお、個々の事例を超えた大量的概括から、なにごとかを語ることはできないだろうか。いま一度第6表にかえろう。トニーの言うとおり、1561年以後に貴族になった「新貴族」の所有するマナ186を、貴族の所有に含めたとしても、1640年に、貴族は全体の7分の1から8分の1、ジェントリは4分の3弱を所有しており、80年間に前者はわずか8マナ、全体の比重にして0.3%増加させたにすぎないのに、後者は159マナ、6.2%増加させている。ジェントリの優位は、程度の差こそあれ、変らない<sup>18)</sup>。しかしここからは、貴族の停滞ないし現状維持を語ることはできても、その没落やそれに代わってのジェントリの勃興を結論するには、やはり無理があるといわねばならない。貴族とジェントリという名称にだけ拘泥しているかぎり、わたくしたちは、依然として行手定めぬ霧のなかに立たされているようである。

しかしかりに、新貴族の多くが、その土地の大部分をジェントリとして獲得して貴族になったものだという、トニーの前提<sup>19)</sup>が幾分なりと正しいとすれば、そのことのなかに、問題の新しい側面がほの見えてきはしないだろうか。貴族という名称こそ同じであれ、それを構成する要素は、いまや購入によって土地を獲得しつつ抬頭する層によって、とって代られつつあるということである。上院に蟠踞して、土地所有の旧体系、旧社会構成、旧政体の、頂点を圍繞する側近権力集団たるはずの部分にさえ、旧来の貴族とはその社会的性格を異にする要素が浸透しつつあった、という事実である<sup>20)</sup>。第12表は、貴族の没落

17) Trevor-Roper, *op. cit.*, p. 6.

18) Tawney, *op. cit.*, Postscript July, 1954.

19) *Ibid.*, p. 209.

20) 革命に先立つ80年間の貴族の新設は、第11表によって知られる (Davies, G., *The Early Stuarts, 1603-1660*, Oxford, 1952 edn., p. 264, and Trevor-Roper, *op. cit.*, p. 5. より作成。なお cf. Tawney, *op. cit.*, p. 209. (前掲邦訳, 95ページ注2。)) 総数とは、それぞれの期間末の現員数である。貴族の新設は、エリザベスの40年間にわずか8家族にとどまったが、初期ステュー

を論証するものとしてストーンが提示した数値に、若干の加工を施したものである<sup>21)</sup>。1602年以前の貴族にかんするものであるから、右にふれた新貴族はごく一部しか含まれていない。これらの貴族の所有するマナは、84年間に52%が失われて、ほぼ半減している。興味深いのは、この表の細部である。この期間にいわば貴族の所有を支えたマナの取得のなかで、主な要因の1つは、取得総額の32.7%を占める140マナの購入である。いま1つは、136マナの王室からの下賜であって、ほぼ近い比重を占めている。これらの旧貴族の所有にあってさえ、前者のいわば「貨幣による所有」が、後者のいわば「身分による所有」に匹敵するかそれを上まわるほどの重い要因となっているのである。他方かれらの所有を崩壊させている最大の要因もまた、いわば「貨幣による所有喪失」すなわち売却である。

第13表は、ミッドランドの3県にかんして、ほんの数パーセントの不明分を除

第11表 貴族の新設

	俗人貴族総数	新設	断絶
エリザベス(1558—1603)	59	8	
ジェイムズ1世(1603—1625)	100	60	19
チャールズ1世(1625—1637)	129	30	1

アト2代の40年間には、90家族に及んでいる。同じ期間の断絶数20を差し引いて純増70家族であり、俗人貴族総数は、この間に、95から129へと約2.2倍にふくれ上っている。断絶分のなかに新貴族がどれだけ含まれるかが明らかでないが、革命直前には、少くとも俗人貴族の5分の3から4分の3という驚くべき多数が、新貴族によって占められるに至っているのである。ところでG・デイヴィスは、初期ステュアート朝によって創られた貴族たちは、大い、貴族の望ましい3つの資格と見なされていたもの、すなわち高潔と功績、古い家系、および広大な所領、を欠いていたとして、ロンドン商人にして大蔵卿 Lord Treasurer さらにミドルセクス伯に成り上ったL・クランフィールドの例を挙げている。さらに1615年頃、ジェイムズによって始められた死爵が、当時、時価1万ポンドの値を呼んだことを伝え、他方売爵が、「上院が高貴の血統と不動産権 blue blood and real estates にのみ基礎をおくのを阻止し、新富豪 *nouveau riche* に地位を開放することによって、中間階級に「上院での」、代表権を与えた」ことを、「直接的な1利点」として評価している。Davies, *op. cit.*, p. 265. ともあれ、こうした新たな社会的要素によって貴族集団のきわめて大きな部分が占拠されるに至ったことは、わたくしには、それ自身が1つの「革命」であったとさえ呼んでよいように思われる。なおクランフィールドが行なった土地投機の1例は、*Historical Manuscripts Commission, Sackville MSS, I (Cranfield Papers)*, p. 152, extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, p. 49. に見られる。

21) Stone, L., 'The Elizabethan Aristocracy; a Restatement', *Eco. H. R.*, Second Series, Vol. iv, No. 3, 1952, p. 321, Appendix, Table A. より作成。

第12表 1602年以前からの貴族のマナ所有数

	1558—1642	
1558年の所有	688	
相 続	152	( 35.5%)
王室からの下賜	136	( 31.8%)
購 入	140	( 32.7%)
取 得 計	428	(100.0%)
縁戚への分与	250	( 31.8%)
王室への復帰	60	( 7.6%)
売 却	477	( 60.6%)
喪 失 計	787	(100.0%)
純 減	359	
1558年比減少率	52%	
1642年の所有	329	

いたほとんど全マナについての所有の変遷を整理した T. ハリナンの数値を集成したものである<sup>22)</sup>。テューダ絶対王政の成立時にマナ総数の67%を手中にしていた「中世以来の所有者」のマナは、エリザベスの初年にはその過半が失われ、さらに80年後には、わずかに14.2%にその比率を減じている。他方「新興ジェントリ」の所有するマナは、1560年にはマナ総数のなかばを超え、1640年には、その比率は75.8%に達している。ここで「中世以来の所有者」とは、1480年時点にすでにマナを所有していた貴族とその他の領主、要するに中世以来の家系につながる旧土地所有者をさしている。ハリナンによれば、このグループ全体の顕著な衰退のなかで、貴族の所有マナ数は、テューダ期に漸減の経過を辿るが、ステュアート期に入って増勢に転じており、3県にかんするかぎり、貴族の没落を結論することはできない<sup>23)</sup>。他方「新興ジェントリ」は、

22) Hallinan, T., 'English Landownership, 1480-1640: the Decline of the Old Order', 椎名重明訳『土地制度史学』第9号, 51ページ, 第13表, 第14表を集成。3県とは、ベドフォード, バキンガム, ノーサンブタンである。

23) 同上, 50ページ第11表参照。

第13表 ミドランド3県におけるマナ所有数の変遷

	1480	1520	1560	1600	1640
王室・団体	411 (33.0)	434 (33.6)	217 (16.6)	171 (13.0)	128 (10.0)
中世以来の所有者	834 (67.0)	570 (44.2)	381 (29.1)	291 (22.1)	182 (14.2)
新興ジェントリ	0 (0)	285 (22.2)	713 (54.3)	853 (64.9)	971 (75.8)
総計	1,245 (100.0)	1,289 (100.0)	1,311 (100.0)	1,315 (100.0)	1,281 (100.0)

1480年時点にマナを所有せず、それ以後に所有者となったものをすべて含んでいる<sup>24)</sup>。

わたくしたちは、貴族であるとジェントリであるとを問わず、また新旧を問

24) ハリナンは、同上論文の続篇で、同じ3県の新興の土地所有者のうち、6マナ以上をもつ大土地所有者について、「富の蓄積過程」を考察している。その結果を集めたのが、第14表である(Hallinan, T., 'English Landownership, 1480-1640: New Classes of Landowners'. 椎名重明訳、『土地制度史学』第12号, 71, 72, 75, 77ページの各表より作成)。ここでは、とくに

第14表 新興大土地所有者の致富

	1481—1560	1561—1640	計
	%	%	%
婚姻	5 (14.3)	3 (21.4)	8 (16.3)
国王の恩顧	12 (34.0)	4 (28.6)	16 (37.7)
法律関係	5 (14.3)	4 (28.6)	9 (18.4)
商業	6 (17.1)	2 (14.1)	8 (16.3)
計	28	13	41
新大所有者総数	35 (100.0)	14 (100.0)	49 (100.0)

大きな土地所有者に限定されているが、まず「国王の恩顧」によるものの比重が大きいのが目につく。しかしそのうちの半分以上は、修道院解散を含む絶対王政の確立過程のものである。またハリナンによれば、全体として、直接国王より下賜されたものは少く、宮廷および官職への寄食によってえた金での土地市場を通じての購入が多かった。したがって、このいわば「身分による所有」は、当時「農民上層および比較的小規模な土地所有者層に最も重かった」諸税への寄生、つまり主として土地所有者間の貨幣的富の強権的再分配によって保たれていたのであって、一方では、この部分の土地所有者層の王権への不断の依存の源泉となりえたが、他方では、王権およびかれらとその他の土地所有者層との当然の社会的確執の原因となりうるものであった、ということが出来る。(同上75ページ参照。) トーニーが問題とした80年間には、「国王の恩顧」は、「法律関係」および「商業」を通じての致富による土地購入によって、大きく凌駕されるに至っていることがわかる。

わず、領主的諸層の個々の家族の上昇と零落の無数に多様な例がみられることが、経済的・社会的に時代の必然であるという意味で、むしろ自然であったことを、十分に承認したうえで、概して、純粹に中世的な「家系」や「身分」による所有が後景にしりぞいて、なによりも購入によって上地を獲得しながら抬頭するグループの所有が増大しつつあること、象徴的にいえば、「身分の力」の後退と「貨幣の力」の増大を、見てとることができる。そして後者のグループを、その後の称号にかかわりなく、広く「新興ジェントリ」と呼ぶとすれば、わたしたちは、概してトニーとともに、「ジェントリの勃興」を、傾向として認めてよいであろう。もちろん、あくまで呼称にこだわっていえば、勃興したのは「ジェントリ」だけでなく、「ジェントリ」の全体でもなく、「貴族」と「ジェントリ」とのある部分であったし、またかれらの勃興を規定した要因としても、増大する「貨幣の力」とならんで、「身分の力」もまた、その内実をかえながらも、なお絶対王政下にふさわしい威力を保っていたことも事実であって、これらの点で、トレヴァーローパーの見解にも必要な敬意を払ったうえでのことである。

しかしそうはいっても、この勃興する部分にかんしていえば、主としてそれに、輪廓もやや莫然とした「ジェントリ」の呼び名を当てることは、同時代人たとえばトマス・スミスが、いわばこの社会層の出自とでもいうべき視角でとらえたジェントリの実相に近かったこともたしかなのである。「ジェントルマンについていえば、かれらはこの国では、いとも安直につくられる。……要するに時間的余裕をもって肉体労働をせずに暮すことができ、ジェントルマンらしい風采をして紋章や門印をつける人は、<sup>トニー</sup>巨那と呼ばれる。それが、エスクワイアやその他のジェントルマンに、世人が進上する称号である。こうして当人は、ジェントルマンと見なされることになる<sup>25)</sup>。」門地あやしい身からのし上ってジェントルマンらしい生活諸条件をきづき、ジェントルマンらしく振舞う

25) Smith, Th., *De Republica Anglorum: a Discourse on the Commonwealth of England*, 1583, ed. by Aleton, L., Cambridge, 1906, Lib. I., chap. 20, 'Of Gentimen'.

ことのできる人間が、すなわちジェントルマンなのである。かれは、貴族の称号をもたないまでも、農民からは区別された「旦那」であり、自由土地保有農（ヨーマン）よりは上の土地所有者であって、医者や弁護士や商人として土地を買う金を蓄えた人間であってもよいし、大所領の本領地の突いりのよい大借地人とその家族であってもよかった<sup>26)</sup>。要するに、素性はともかく周囲からその力を認められた村や教区の旦那であり、ときには県内にひびいた有力者で、なかには貴族の称号を手に入れるものもいた。もちろん、かれらがジェントルマンになる時の状況はこうであっても、かれらやその家系がみな、ひたすら上昇の一途をたどったなどと考えることが、時代の実情に合わないことは、くりかえしふれたとおりである。したがってまたいわゆるジェントリの個々の家族のすべてが、同じ程度に「貨幣の力を、力のなかの力とする、時代の子」であったわけでもない。より「旧態の牧歌的な領主」から、時人によってあれほど非難的とされたより「強欲な領主」まで、区々さまざまではあったであろう<sup>27)</sup>。

しかしいずれにしても、革命の直前には、領主自由保有地の、少くともマナ数にして、70%から80%が、こうした新興社会層の所有するところとなっていたのである。

土地所有の旧体系は、第1に王領地の急速な崩壊と、中間領主諸層への土地所有バランスの大巾な重心移行において、第2に、領主自由保有地の大量的商品化と流通において、第3に、領主的諸層の生存諸条件を不断の変動と浮沈の世界のそれへと変えつつある商品経済的諸関係の漸次的浸透および、かれらの

26) Cf. Tawney, *op. cit.*, p. 176. (前掲邦訳, 13ページ。)

27) 「強欲な領主」 covetous lord of manor と一部の大借地農にたいする時人の論難は、枚挙にいとまがないほどである。さしあたり、cf. Tawney, *The Agrarian Problem*, pp. 6-8. 他方、大雑把ながら旧態領主のありようを印象風に回顧したものとして、cf. G. W., *Respublica Anglicana*, 1650, p. 39. また牧歌的な旧態大領主の生活様式の詳細と、さらに一転して所領経営の「改良」に移る過程とを伝える例として、cf. Smyth, J., *Lives of the Berkleys*, II, pp. 285-286, 361, 364, 368-369, 378, 410. あとの2つは、extracted in Hill and Dell ed., *op. cit.*, pp. 44-47.



所有における「貨幣の力」の増大と「身分の力」の後退において、やむことなく進行する破類の徴候を示している。それらを通じて、総じて領主自由土地保有すなわち領主的土地所有権が、大権に整序されたゲヴェーレ的所有体系の枠を超えて、土地私有権として成熟していく傾向を、読みとることができる。

### 慣習保有地の情況

土地所有の重層体系の底辺を構成する農民慣習保有地に目を転じることしよう。

#### (a) 慣習土地保有農とりわけ厩本土保有農の数的優位

土地所有の概況把握において確認したとおり17世紀にあっては、領主所有地の最大部分(52.4%)が同時に、農民慣習保有地であった<sup>28)</sup>。慣習保有地とは、当該時期の地代帳や検地帳にあって、「マナ裁判所での還付と承認によって移転し、かつマナ裁判所の記録で立証されるマナの慣習にしたがう土地 lands which pass by surrender and admittance in the court of the manor, and which are subject to the custom of the manor as evidenced by the records of the court」の総称である<sup>29)</sup>。トニーの集成した118のマナの数値によれば、この種の上地を保有する慣習土地保有農は、81マナで、土地保有農民の最大多数を占め、全体として農家総数の61.1% (不詳分を比例配分すれば65.4%)を占める支配的部分をなしている<sup>30)</sup>。さらに、マナ経済に占めるこの層の比重は、たとえば、A. サヴィンの集計した8つの修道院が、1535年に所有した6県にまたがる74マナの、本領地をのぞく土地からの地代収入1,427ポンドのうち、1,310ポンドすなわち12分の11までが、慣習土地保有農からの地代であった、という事実はその一端をうかがうことができる<sup>31)</sup>。実際、「人数の

28) 拙稿「17世紀イングランドの土地所有」『経済論叢』122巻5,6号,第1表参照。

29) Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 47.

30) *Ibid.*, p. 41.

31) Savine, Alexander, 'English Monasteries on the Eve of the Dissolution' in *Oxford Studies in Social and Legal History*, 1909, vol. 1, pp. 156-159.

点でも支払いの点でも、慣習土地保有農は、自由土地保有農や定期借地農とはっきりちがって、イングランドの農業生活でずばぬけて重要な階層であった<sup>32)</sup>。」この龐大多數の慣習土地保有農の平均保有規模は21エーカーであり、わずか1万7,000家族足らずで平均1,150エーカーを所有する領主所有地と、まさに階級的に意味深い対照を示している。

さらに慣習土地保有農は、土地保有態様の点で2つの層に細分される<sup>33)</sup>。その1つは、たんに「領主の意志により *ad voluntatem domini*: at the will of the lord」とか「領主の意のままに at the pleasure of the lord」とかで土地を保有するとされる任意土地保有農 *tenant at will* であり、いま1つは、「マナの慣習にしたがひ、マナ裁判所原簿の謄本によって、承認登記簿の謄本に示されている条件で according to the custom of the manor, on the terms set out on a copy of the entry of admission」土地を保有する謄本土地保有農 *copyholder* である<sup>34)</sup>。いまこの区分にしたがって、同じ118のマナの3,793名の慣習土地保有農の内訳を示したのが、第15表である<sup>35)</sup>。ここで謄本土地保有農は、慣習土地保有農全体の77.7%、「慣習土地保有農」とのみ記載された部分を按分すれば88.7%を占め、この数値とさきの慣習土地保有農全体の数値とから、総農家戸数の少くとも58.3% (65.7%×88.7%)は、謄本土地保有農であったことが知られる。当該時期の農民的土地保有の基幹部分を構成しているのは謄本土地保有態様 *copyhold tenure* であり、領主的土地所有の対極としての農民的土地保有について語るとき、後者は事実上、謄本土地保有を

32) Tawney, *op. cit.*, p. 41.

33) 以下の叙述については、cf. *ibid.*, pp. 40 ff.; Potter, *op. cit.*, pp. 130-134. また新井嘉之作『イギリス農村社会経済史』御茶の水書房、1959年、168ページ以下の簡潔な整理を参照。

34) Tawney, *op. cit.*, p. 47. なお cf. Blackstone, W., *Commentaries on the Laws of England*, 1770, Bk. II, p. 90.

35) Tawney, *op. cit.*, p. 48, Table III. この点は当然同時代人によっても認識されていたところであって、1587年のハリソンの言によれば、謄本土地保有農は「国の圧倒的部分を支えて養っている人びと」those "by whom the greatest part of the realm doth stand and is maintained"であった。Harrison, W., *A Description of Elizabethan England*, ed. by Withington, L., 1876, p. 120. 17世紀の初めにクックは、イングランドの3分の1は謄本保有地であると見ていたといわれる。Quoted in Tawney, *op. cit.*, p. 49.

第15表 慣習土地保有農内訳

	計	膳本 土地保有農	慣習 土地保有農	任意 土地保有農
ノーサンバランド	436	362	45	29
ランカシア	451	295	156	...
スタファドシア	272	170	...	102
レスタシア	311	157	...	154
ノーサンブタンシア	355	253	93	9
ノーファク	596	536	45	15
サファク	146	53	82	11
ウィルト・サマント	817	786	...	31
ハンプシア	251	251	...	...
その他の南部10マナ	158	87	45	26
計	3,793 (100.0)	2,950 (77.8)	466 (12.3)	377 (9.9)

もって代表させることができる<sup>36)</sup>。

#### (b) 土地保有の隷農的諸条件と領主—隷農関係

膳本土地保有態様の性質を理解するうえでは、一面では、膳本土地保有を任意土地保有から区別しなければならぬが、他面ではむしろ、この両者の区別を絶対視しないことが必要である。任意土地保有農も（すべてではないが<sup>37)</sup>）慣習土地保有農であり、権原 title の点で慣習に訴えることができたわけではない。なにより膳本土地保有農もまた、文書の裏づけのある権原 documentary

36) トーニーの次の指摘を銘記されたい。「土地諸関係の変化 agrarian changes にかんする説明で、イングランドの大い地方で膳本土地保有農が、ほかのどの階層の土地保有農民をも数的に大きく凌駕しているという事実には、十分重きをおいていないようなものは、かたときも有効ではありえない。」*Ibid.*, p. 49. わが国では、15世紀後半にいわゆる独立自営農民の一般的成立を想定するという独自の方法的見地の影響下で、自由土地保有と膳本土地保有との区別が事実上抹消されて、トーニーのこの重大な指摘の意味は、全く考慮されなかった。総じてトーニーの『土地問題』は、そのあれこれの部分があれほど権威的に利用されてきたにもかかわらず、その全体としては、全く「理解されざる書」となっているという奇妙な事実注意到喚起しておきたい。

37) 任意土地保有 tenancy at will という用語は慣習保有地の保有者だけでなく、荒蕪地や本領地のたんなる無断耕作者 squatters であるものの状態を表現するのに使われているばあいがあり、後者はその土地保有をどんなマナの慣習によっても保護されていない。*Ibid.*, p. 23.

title をもつことでたんなる任意土地保有農から区別されてはいるものの、やはり「領主の意志による」任意土地保有農であることに変わりはないからである<sup>38)</sup>。膳本土地保有態様は、(1)領主の意志において、(2)マナの慣習にしたがいが、(3)マナ裁判所記録の膳本により、(4)土地を保有する、という4つの要件から構成されている<sup>39)</sup>。狭義の任意土地保有は、旧農奴土地保有 *villein tenure* から膳本土地保有への発展途上にあつて、(3)の要件を成熟させるまでに至らなかった未発展な、それだけに膳本土地保有の「卑賤な base」出自をなにもほどが暗示する例外的形態とみなすことができる<sup>40)</sup>。膳本土地保有は、かつての農奴土地保有に由来する貨幣地代段階の隷農土地保有の完成された基本形態である。膳本土地保有態様のこの歴史的出自と地位はまた、トニーの言によれば、15世紀から17世紀にかけての段階における膳本土地保有農の数的優位ということだけで済んで、証明されていないまでも暗示されている。「これほど多数で広汎に拡がっている1階級の素性を尋ねるとすれば、13,4世紀の大多数のらびとの土地保有すなわち農奴土地保有のなかに見つけだすしかない。しかも農奴土地保有には、保護された慣習土地保有と保護なき卑賤な土地保有とのあいだの根本的な違い——これこそ200年後の膳本土地保有農がもつ法的保障をあざやかに示すものとしてときに自明の前提とされてきたものなのだが、そうした両者の根本的な違い——といったものは、なにも見当らないのである<sup>41)</sup>。」

一方では、農奴土地保有態様を、全く無権利な、無制限の搾取に服したものと見なすことは、あやまりである。農奴土地保有にたいする領主の請求権・支

38) 「膳本保有権は1種の任意的保有権 *a species of estate at will* である。それは……その起源においてたんなる任意的保有にすぎなかった。」Blackstone, *Commentaries*, Bk. II. (望月礼二郎「膳本保有権の近代化——イギリス土地所有法近代化の一断面——その一」『社会科学研究』第11巻第1号, 8ページ所引。)なお cf. Tawney, *op. cit.*, p. 47.

39) 望月前掲論文(その一), 8ページ。

40) 任意土地保有の本質的特徴は、テナントが1件を記録したどんな証書も保持せず、有事の際には裁判所の記録またはそのたんなる記憶にたよる以外によるべきところをもたなかった点にある。Tawney, *op. cit.*, p. 47. 膳本土地保有の農奴土地保有との連繫を示す一証左としての任意土地保有については、ウィルトシャのペンブルク伯領 Knyghton マナにかんするトニーの具体的考察を見よ。Ibid., p. 51.

41) Ibid., p. 50.

配権は、もともと賦役を確保するための小農民経営維持の現実的必要性によって構造的に限界を画されており、不断にマナの慣習による事実的制約を受けざるをえないものであった。他方では、膳本土地保有態様を、農奴土地保有態様から全く隔絶した「事実上自由な」ものとア・ブリオーりに思い描くことも、あやまりである。農奴土地保有者も、マナ裁判所により強制されうるマナの慣習にしたがって権利として *de jure* 土地を保有する「慣習的土地保有者」であった<sup>42)</sup>。違いは、法論理上、慣習による農奴土地保有の保障が、保有を領主に對抗しうる権利として保障するところまで及ばなかったのに対して<sup>43)</sup>、膳本土地保有にあっては、当該マナの慣習がそれを明示しているかぎり、慣習は領主に對抗して保有を権利として保障しうるに至っている点にあった<sup>44)</sup>。この違いはたしかに、13、4世紀と16世紀とを分かつものであり、対象としている時代の経済的進歩の不可欠の1基礎条件をなしたものではあったが、〈当該マナの慣習がそれを明示しているかぎりで〉という限定は、両者の極端な対比を戒めるに足る重大な意味をもっていたのであって、この点はすぐあとで検討する。

ともあれ農奴土地保有から膳本土地保有への土地保有態様の移行は、漸次的・連続的に進行したのであって、貨幣地代への転換がほぼ15世紀の中葉には全面的なものとなったことが農奴労働からのイングランド農民の解放にもった画期的意義を見落してはならないけれども、それが、それ自体では、まだけっして封建的・隷属的土地保有態様からのイングランド農民の解放ではなく<sup>45)</sup>、

42) 望月前掲論文(その一)、30ページ。

43) 「農奴土地保有には2つの特徴がある。(第1に)それは国王裁判所で保護されないこと。(しかし第2に)一般的に、他の裁判所すなわちマナ裁判所で保護されること。但しそこでも領主に対しては保護されないが。」Pollock and Maitland, *History of English Law*, vol. i, p. 361。(望月前掲論文(その一)、31ページ所引。)

44) 膳本保有権者の「権原 *Titul*」または(地位の)「保障 *assurance*」は「マナの慣習による *secundum consuetudinem manerii*。けだし、マナの慣習が、かれの権利を確定し、奉仕義務および慣習を遵守するかぎりその土地をかれに保障 *assure* するのである。」Combe's Case, 1613, 9 Co. Rep. 75 a. 望月前掲論文(その二)、58ページ所引。

45) *Commutation* は、字義通り、労働地代から貨幣地代への封建的地代形態の推転として、封建制の(ピークから解体へと向う過程における)段階的進化のいわば自然的推移を実現した点で、イギリスの先進性を鮮明に示すものであった。*commutation* はまた、農奴労働からイングランド農民を解放した点で、世界史上初の国民的規模で実現された農奴解放であった。これに対比す

その1形態から別の1形態への移行にすぎなかった、という自明の、しかししばしば忘れられがちな事実を、いま一度想起しておくことが必要である。実際、事態のこうした推移の当然の結果として、16世紀いや17世紀にすら、謄本土地保有農に賦役を課している例は、決して珍しいことではなく<sup>46)</sup>、身分上の農奴 *villein by blood* でさえ少くとも16世紀中葉にはなお散見されるのである<sup>47)</sup>。ここでの謄本土地保有態様が、こうした時代に存在するそれであることを忘れてはならない。農奴制をもっぱら闇において見、それと対照的に16世紀をひたすら光において見ることは、わが国での支配的イギリス史像に慣れた目には、抗しがたい誘惑ではあるが、事実はやはり事実である。1549年にケットにしたがって烽起した2万の農民にとって、「神が貴き血を流し給うて万人を解放されたのだから、すべての農奴は解放されること<sup>48)</sup>」という一条は、直接かれら

れば、1807—10年のドイツ、1861年のロシアのそれは、明らかに時節はずれの、おくれた農奴解放であった。これらの点に異論の余地はない。しかしこの点とかかわって、わが国で漠然とした錯覚につきまとわれているかに思われる1つの点をはっきりさせておくことは、当面の課題にとって意味のあることである。後者の農奴解放は、(1)農奴労働の廃止と、(2)農民による農奴保有地の所有地としての買い取り、とをともかくも基本的内容とするものであった(たとえばロシアについて、レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」、『レーニン全集』大月書店、第3巻、182ページを見よ)。19世紀の農奴解放は右の(2)の点で、内容的にも明らかにフランス大革命以後の所産であった。それらは、たんに時節おくれであったがゆえに内容的にもおくれたものだったのではなく、むしろそれゆえにかえて「すすんだ」内容をもちえた点を認めねばならない。この点にてらせば、*commutation* は逆に、封建制の段階的進化の自然的推移という点でのその先進性のゆえにかえて、農奴解放としては、当然のこととして、「不徹底な・不十分な」ものだったのである。

- 46) 典型的な例は、1568年のウィルトシャーの *Washerne* マナにみられる。——20エーカーからなる1ヴァギットの保有者は、次のことを履行すること。領主の冬穀播種のため3エーカー半の犁耕と馬肥での地ならし。1エーカー半の牧草地の刈りとりと草集め、飼葉こしらえ。1エーカー半の小麦の刈りとりと結束、運搬。1エーカーの大麥の刈りとり。 *Pembroke Surveys*, quoted in Tawney, *op. cit.*, p. 53. *Washerne* ほど「念の入った」例はまれだが、16世紀にあって、賦役がどこでも「まるで経済的重要性がないほどなるに足らぬものだと見るのは恐らく誤まりである。」 *Ibid.*, p. 52.
- 47) Cf. Savine, 'Bondsmen under Tudors', *Trans. Royal Hist. Soc.*, vol. xvii; Tawney, *op. cit.*, pp. 41-42. なお、1例だけ挙げておけば、ノーファクの *Forncett* マナでは、1400年に19戸の農奴がいたが、1525年頃になお2戸の農奴が残っており、それらが消滅したのは、1575年のことである。Davenport, F. G., *The Economic Development of a Norfolk Manor, 1086-1565*, London, 1906, p. 88.
- 48) 'The Demands of the Rebels led by Ket', printed in Bland, Brown and Tawney ed., *English Economic History, select documents*, London, 1914, p. 249.

自身にかんすることとしてであれ、あるいは、かれらの卑賤な出自と今なおその痕をとどめる境遇とを、時にひときわかれらに想起させるものであるだけに無関心でいられぬ哀れな隣人にかんすることとしてであれ、とにかく、要求にかかげるだけの意味を、なおもっていたのである。

膳土地保有態様に付随する隷農の附帯条件 *servile incidents* は、マナごとに異なる慣習によって千差万別であったが、概して共通する主なものだけを、18世紀のそれについての W. ブラックストンの、法論理次元での記述にかんする望月礼二郎さんの整理に拠って、一括してかかげれば、第16表<sup>49)</sup>の通りである。これは、18世紀の、望月さんのいわゆる「近代化の過程を一応遂行した

#### 第16表 膳土地保有の附帯条件

附 帯 条 件	摘 要
忠 誠 義 務…… (fealty)	領主に対し忠誠義務遂行の宣誓 <i>oath of fealty</i> を行なう。 マナ裁判所への出仕義務 <i>suit of court</i> はその一つ。
奉 仕 義 務…… (service)	農奴的奉仕は一般に定額の免役地代 <i>quit-rent</i> にかえられている。一定の労役が課されているマナもみられる。
相 続 上 納 金…… (relief)	相続膳土地保有 <i>copyhold of inheritance</i> の相続にのみ。
復 帰 権…… (escheat)	相続膳土地保有の相続適格 <i>inheriteriable quality</i> の喪失の際領主に復帰。
相 続 上 納 物…… (heriot)	膳土地保有農の死亡の際、領主は死亡者の所有した最良の家畜 <i>best beast</i> その他慣習所定の財貨を取得。
後 見 権…… (wardship)	相続膳土地保有農の相続人が未成年の際、領主が後見。
保 有 更 改 料…… (fine)	領主の権利承認 <i>admittance</i> にたいする一時金。慣習により領主の恣意によるもの <i>arbitrary</i> と定額 <i>certain</i> とがある。

49) 望月前掲論文(その一), 12-13ページより作成。

「膳本保有権法<sup>50)</sup>」におけるそれであって、16, 7世紀が、ここに示されるかぎりでの18世紀より、隷農的附帯条件の点で、膳本土地保有農にとってよりましな時代であったとは、もとより言うことができない。事実、対象としている時代にあつては、人身的不自由の古い標識である人頭税 *chevage*、結婚許可料 *merchet*、貢納義務 *liability to tallage* などでさえ、ほとんど消滅しながらも、その痕跡は、なお依然として膳本土地保有農にまといつている例が見られるのである<sup>51)</sup>。

附帯条件のうち、膳本土地保有農が（原則としてかつての賦役にかわつて）負担する慣習保有地地代は、一般に長期にわたつてきわめて固定的であつた。この点は、第17表<sup>52)</sup>にかかげた数例からもうかがわれることである。さらに、

第17表 慣習地代の固定性

マ	ナ	地		代	
		1347	1421	1628	
Ingoldmells		£ 61 9 4	£ 71 10 3	£ 73 17 2	
		1248	1567	1582	
Birling		£ 9 2 6½	£ 14 9 4	£ 14 9 4	
		1287		1567	
Crondal		£ 53 7 0		£103 2 8¼	
		1352	1478	1580	
Acklington		£ 18 13 2	£ 19 13 11	£ 20 0 5	
		1498	1567	1585	
High Buston		£ 3 12 0	£ 3 12 0	£ 3 12 0	
		1527	1588	1607	
Kibworth		£ 23 6 7	£ 26 15 1	£ 19 14 0	

古い時点の負担には賦役や現物地代がこれに加わっていたこと、開墾その他による農地面積の拡大<sup>53)</sup>、生産性の上昇<sup>54)</sup>、そしてなによりも16世紀の激しい物

50) 同上、7ページ。

51) Cf. Tawney, *The Agrarian Problem*, pp. 53-54.52) *Ibid.*, p. 115, Table VI より抽出作成。なお cf. *ibid.*, Appendix II.

53) 主として開墾による農地面積の拡大は一般的に見られたことであつて、例えば、表出のクロンダル・マナの各タイズィングでは、Swanthrop で1287年の399エーカーから1568年の561エーカーへ、Yateley では539エーカーから1310エーカーへ、Hawley では366エーカーから1103エー



価騰貴<sup>55)</sup>，を考慮するとき，概して，固定されていたかぎりでの地代が實質上いちじるしく低額化していたことも，言いえて誤りないことである。それがどの程度であったかは，例えば，検地人たちの算定したマナの「ありうべき」年価値 yearly value と現実の地代収益との開きのなかに，なにほどこかは読みとることができる。1608年のノーサンブタンシャー Hexham マナでは，後者は前者の約6分の1，同じ年の9県111の王領マナでは，8分の1であった，等々<sup>56)</sup>。このかぎりでは，地主に1ペンス渡すごとに5ペンスから7ペンスをもポケットにおさめうるという農民に決定的に有利な慣習地代の情況は，これまた当該時期の農民の経済的前進を支えた1基礎条件であったこと，いうまでもない。この点こそは，従来わが国で，隸農制の解体，いわゆる事実上の農民的土地所有の確立の指標として特筆大書されてきた点であること，周知のとおりである。

しかし，ここで直ちにわたくしたちは，「これらの数字は人目を惹くものではあるが，それだけで鵜呑みにされると，謄本土地保有農の地位について，誤った印象を与えることにならう<sup>57)</sup>」という，これまで事実上無視されてきたトニーの警告に，あらためて耳を傾けておくことが必要である。いうまでもなく領主と謄本土地保有農との関係は，たんなる慣習保有地地代の多寡といった

カー，等々，この約2世紀半のあいだに最高3倍の面積拡大が見られた（篠塚前掲論文，第6表）。

- 54) 16世紀の慣習保有地にあっては，一般に80ないし90%の耕地と10%前後の牧草地および放牧地とからなる土地利用にもとづく小規模耕種農業が依然として支配的であったようである。Tawney, *op. cit.*, pp. 105 ff. esp. Table V. この点でいま小麦の産出高をとると，ベヴァリッジによれば，1200年から1449年のウィンチェスタ修道院領5マナの平均で年産出高は播種量の4.19倍，エーカー当り1.15クォータであり，他方1639年から51年の Peckham の開いこみ地で播種量の3.90倍から5.55倍，エーカー当り1.46クォータから1.83クォータであった。Lord Beveridge, 'The Yield and Price of Corn in the Middle Ages', *Economic History*, 1927, No. 2, reprinted in Carus-Wilson, ed., *op. cit.*, p. 18, Table III and p. 19. したがって，エーカー当り最低27%，最高60%の産出増であった。しかし少くとも2世紀半にわたる期間の土地生産性の上昇率としては，「おどろくほどわずか much less」であったともいえる。
- 55) やはり小麦を例にとれば，16世紀の100年間の価格上昇率は，ケリッジの試算によれば4.55倍であった。Kerridge, E., 'The Movement of Rent, 1540-1640', *Eco. H. R.* Second Series, Vol. vi, No. 1, p. 28.
- 56) Tawney, *op. cit.*, p. 119; Madge, *op. cit.*, pp. 56-57.
- 57) Tawney, *op. cit.*, p. 120.

量的な問題に矮小化されうるものではなく、すぐれて質的な権利の問題だからである。この観点からは、さきの数字の示す地代の固定性・低額性も、領主にとってその変更が権利として不可能であることの結果でもありうるが、それが可能であっても行使されていないことの結果でもありうる。すでにふれたように、農奴土地保有態様において隷属性の真髄は、領主にたいする権利としての保有の対抗力の欠除にあった。当面の膳本土保有態様についても、領主—隷農関係にかかわる問題の核心は、領主の意志 *the will of the lord* にたいして保有がどこまで権利としての対抗力を有したか、にあったといえることができる。

この点にかんしては、すでに同時代人のあいだに一見くいちがった2つの見解が見られた。一方では、奉仕を怠って慣習に違反しないかぎりでの膳本土保有農の安全性を強調し、膳本土保有農は、大法官府 *Court of Chancery* の訴訟手続きと不法侵害令状 *writ of trespass* とのいずれによっても自らを守ることができる、とするエドワード・クックの法曹的見解<sup>58)</sup>、他方では、概して膳本土保有農は、裁判所での保護を受けず、その地代および保有更改料はいずれも領主の恣意による、とするフィッツハーバート<sup>59)</sup> や A. ラスバットン<sup>60)</sup> らの農業実務家的見解である。(この2つの見解は、研究史のうえでほぼ前者の線に立つ I. S. リーダムと、後者の見地をより徹底した W. J. フシュリとのあいだのいわゆる「膳本土保有論争 *copyhold disputes*」に継承されて

58) Cf. Tawney, *op. cit.*, p. 289. クックの立言の著名な一節はこうである。「いまや膳本土保有農は確固とした地盤に立っている。いまやかれらは、領主の不興など気にしない。かれらはどんな突風にもゆらぐことはない。かれらは安らかに食い飲みかつ眠る。(ただ主な危険に格別細心でありさえすればよい。すなわち) よしどんな義務と奉仕をかれらの土地保有態様が義務づけ慣習が要求しようとも、細心に履行すること、である。そうしてさえいれば、領主が洗面を作ろうとしまよ、膳本土保有農は、わが身が安全でどんな危険も及ばぬことをわきまえていれば、意に介すことはない。」Coke, Ed., *The Complete Copyholder*, p. 32, quoted in Campbell, M., *The English Yeoman under Elizabeth and the Early Stuarts*, London, 1942, p. 131. ここで、クックが自ら重大な限定を付していることに留意されたい。

59) Fitzherbert, J., *The Boke of Surveying and Improvements*, 1523, esp. Chap. xiii; cf. Tawney, *op. cit.*, pp. 288-289; Campbell, *op. cit.*, p. 131.

60) Rathbone, A., *The Surveyor*, 1616, p. 189, quoted in Campbell, *op. cit.*, p. 131.

きた<sup>61)</sup>。)では、事態の真相はいずれの側にあったのだろうか。やや先どりしてわたくしの結論を言えば、それは、このいずれかの側にあったのではなく、いずれの側にもあったのである。

そもそもマナの慣習は、在地住民の権利意識と不可分な、本来的に個別的・局地的なものであった。各個の騰本土地保有の権原 title がよって立つのも当該のマナの慣習であり、マナ裁判所はもとより、エリザベスの治世から本格化する大法官府・諸大権法廷 prerogative courts、ついでにはコモン・ロー裁判所 king's courts での関係事件の処理に際して準拠されるのも、当該の土地保有者の所属するマナの慣習にほかならなかつた<sup>62)</sup>。したがって、騰本土地保有態様の法的安全性 legal security の存否は、当該の土地保有の権原が、当該のマナの慣習によっていかなる権利内容 interest を賦与されているか、にかかっていたということができるといえる<sup>63)</sup>。

61) Leadam, I. S., 'The Inquisition of 1517: Inclosures and evictions', *Trans. Royal Hist. Soc.*, Vol. vi; do, 'The Security of Copyholders in the Fifteenth and Sixteenth Centuries', *Eco. H. R.* Vol. viii; Ashley, Sir W., *An Introduction to English Economic History and Theory*, London, 1919, Part II, pp. 273-282. リーダムは、荒蕪地や本領地のたんなる任意土地保有農をのぞく騰本土地保有農の完全な法的安全性を主張し、他方アシュリーは、農業革命の風の中で、法的保護のよりどころたる慣習そのものの弱体化と領主の側の攻勢が、騰本土地保有の権利としての確立の方向から一転して全般の無権利状態へと押しもどしたと説いている。論争の的確な要約は、Tawney, *op. cit.*, pp. 286-291. に与えられている。トニーによれば、リーダム説の根本的な弱点は、「めったに思い違える筈のなかつた同時人たちが騰本土地保有農たちは被害をこうむつたと確かに考えていた」という事実と調和しがたい、という点にあったのだが、わたくしは、慣習の弱体化のなかで、諸法廷がより厳格な基準にてらしてなおかつ慣習によって権利を保障されているような一部のいわば最良の騰本土地保有については、これを保護する法論理がこの時期にかえて形成されつつあったという事実（たとえば望月前掲論文参照）を、あわせて承認することを条件として、アシュリー説の側により多くの真理性があったものと考える。（これらの点については、越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、1966年、第2章第2節2、3で、きわめて行き届いた論点整理が与えられており、また武陽夫「騰本保有の法的保護に関する覚書」『富大経済論集』第20巻第1、2号、が論点の一層の深化のころみを示している。）

62) 慣習のこれらの意味については、cf. Tawney, *op. cit.*, pp. 124-131, 292-263.

63) 慣習と権利と法的保護とのこの関連は、たとえば、Brown's Case (1581, 4 Co. Rep. 21 a) のなかで、明確に判示されている。「騰本保有権は法的にみれば in judgment of law 任意的保有権 estate at will にすぎないものであるが、慣習上、マナの慣習に従って相続さえも可能なものとして確定されている。つまり騰本保有権者の権利 estate は、たんに『領主の意志における』 ad voluntatem domini ものたるのみならず、同時に『マナの慣習に従う』 secundum

この点でもトーニーが、少くとも問題解決の手がかりは指示している<sup>64)</sup>。トーニーによれば、農民保有権の権利内容にかかわる重要な問題点は2つであった。第1に、当該の贖本土地保有農が慣習によって与えられていたのが相続不動産権 *estate of inheritance* であったか、それともたんなる定期、生涯または世代不動産権 *estate for years; for life; for lives* にすぎなかったか、第2に、保有更改料 *fine* が一定 *fixed* であったか、領主の意志により増額されうるもの *alterable* であったか、である。当該の土地保有が相続不動産権でなければ、期限のたびごとにマナ当局の手に復帰し、後者はそれをもとの条件で更新するか、より高い地代で貸し出すか、保有を剥奪するか、いずれも自由であった。保有更改料が一定でなければ、領主の側は、固定地代で失った分を、多かれ少かれ保有更改料でまとめて回収することができたし、とうてい負担しえない額を課すことによって土地保有を放棄させることもできた。要するに、これら4つの権利情況の組み合わせのうち、領主意志に対抗する法的安全性の点で、とにかくも完璧でありえたのは、相続不動産権をもち、かつ保有更改料が一定のばあいであった。

第18表<sup>65)</sup>は、不十分ながら、マナごとの慣習による権利内容のあり方を示す数値である。サヴィンの数字では、相続不動産権（およびこれに準ずる更新権つき定期不動産権——以下前者に含めて扱う）とそうでないばあいとは、ほぼなかばしており、保有更改料では1対2の割合で不定のばあいが多い。トーニーの数字では、どちらも1対1.5であり、1600年から1650年にかけての東部の80マナの保有更改料にかんするスプラットの数字も、ほぼトーニーのそれに一

*consuetudinem manerii* ものである。マナの慣習こそ贖本保有権の魂かつ生命 *soul and life* である。慣習がなければ、あるいは慣習に違背すれば、それは領主の意志に従属するものになってしまうのである。」（望月前掲文[その2]所引）

64) Tawney, *op. cit.*, pp. 292-303.

65) *Ibid.*, p. 300, Table XIII. にスプラットの数字 (Spratt, *Agrarian Conditions in Norfolk and Suffolk*, pp. 115-117, quoted in Campbell, *op. cit.*, p. 135.) を加えて作成。なおサヴィンの数字については、Savine, A., 'English Customary tenures in the Tudor Period', *Quarterly Journal of Economics*, Vol. xix (1906). トーニーの数字の史料については、Tawney, *op. cit.*, Appendix II. を見よ。

第18表 膳本土地保有の権利内容

## I 保有期間

マナ数	相 続 権	定 期 権 (更新権つき)	生 涯 権 世 代 権	定 期 権 (更新権なし)
(a) 82	25	17	40	...
(b) 60	22	2	33	3
計	47	19	73	3

## II 更改料の性格

マナ数	一 定	不 定	一部一定一部不定
(a) 86	28	58	...
(b) 61	25	35	1
小 計	53	93	1
(c) 80	34	46	...

(a) Savine, (b) Tawney, (c) Spratt

致している。

いまかりに、4つの権利情況が右のそれぞれの割合で組み合わせられて存在しているものと仮定すれば、相続不動産権と定額保有更改料とをあわせて保障している慣習をもつマナは、最大20.9%、最小13%である<sup>66)</sup>。この部分のマナの膳本土地保有農は、領主に対抗して法的保護を受けるに足る権利をもっている、のこりの79%ないし87%のマナの膳本土地保有農は、法的保護の域外におかれている、とひとまず言うことができる。そのうえわたくしたちは、近代の経験にてらしてさえ、法的権利をもつことと、その権利を行使しうることとは別であることを知っている。この点で第1に、慣習が本来的に在地住民の基本的に一致するかぎりでの権利意識にのみ依存していたことが、「事実の力関係上の優者としての領主」に、説得、籠絡、脅迫などの法律外の行為をとる自由の余地を与えていたこと<sup>67)</sup>、第2に、訴訟の煩瑣と高価とが権利行使に現実的制限

66) I (a) 42/82=51.2%. II (b) 25/61=40.9%. I (a)×II (b)=20.9%. 同様にして、I (b)×II (a)=13.0%.

67) 望月前掲論文(その二)、46-47ページ、Tawney, *op. cit.*, p. 296. 参照。

を設けていたこと<sup>68)</sup>、を最小限つけ加えておかねばならない。

慣習によって相続不動産権と定額保有更改料を保障されていて、なおかつ、権利が侵害されたばあいそれを回復する行動に出ることのできる事実的力をもつ謄本土地保有農は、まちがいなく法の保護を受けることができた<sup>69)</sup>。適法の権利にもとづいて救済を求める人間をまちがいなく救済しうる法論理の形成——これが法論理的に十全な権利状況であったとすれば、さきの法曹の見解がまさにこの次元においてまちがいなく正当性をもっていたことを認めねばならない。それと同時に、概して謄本土地保有農の無権利状態を強調した農業実務家的見解が、事態適合的であったことも、論なく承認することができる。2つの見解は対立的というより位相のちがうものであり、当面の事態のなかで矛盾なく統合して理解しうるものというべきである。法が救済しうる権原の法論理的に厳密な条件をふまえて語られている法務長官 Attorney-General クック流の法曹の見解は、むしろその埒外に立たされている部分の謄本土地保有農の権原の欠陥を、それだけにかえて鋭く暗示するもののように、思われる。

歴大多數の謄本土地保有農は、領主意志にたいする権利としての保有の十全な対抗力を欠いていた点で、まぎれもなくあの農奴土地保有の血脈をひく隷農土地保有者であった。“Question of Tenant Right”の検討の末尾にしるされたトニーの印象的な言葉をかれば、「農奴制が消滅してすでに久しいが、謄本土地保有農たちは依然として、法が認知を嫌った1階級の出だという痕跡、

68) 望月掲掲論文(その二)、89ページ、Campbell, *op. cit.*, p. 133. 参照。1617年にノーサンブタンシヤの1訴訟人が星室裁判所 Court of Star Chamber について呼んだという「高くつくので度胆をぬかれる裁判所 a wonderful Court of charges and expenses」という名称は、一審に10ポンドもかけられる農民がいたことを示すものでもあるが、多くの農民にとって、裁判所の現実の敷居が甚しく高かったことを思わせるに十分である。Ibid., p. 133.

69) とはいえ念のために一言しておけば、絶対王政の諸大権法廷に先導された謄本土地保有保護の法論理の展開を、農民保有権の強化による隷農制の克服の方向を志向したもの、などと解することは、全くあやまりである。それはむしろ、農奴制の廃止による領主にとっての小農民経営維持の現実的必要の消滅以降、とりわけ領主経済のブルジョア化の一定の状況とのかかわりにおいて、まさに旧体制の根底たる小農民経営の総体としての維持の必要に出るものであって、この絶対王政の見地からは、大多數の謄本土地保有農の隷農的無権利状態も、それが安定的に存続するかぎりでは、なんら手をふれる必要のない、むしろあるべき状態だった、ということができる。

『農奴の巢 villein nest』で育てられたという痕跡を、身にまとっているのである<sup>70)</sup>」これが、土地所有の旧体系、旧社会構成の底辺を構成する土地保有であり、土地保有者であった。

## 訂 正

第122巻第5・6号(昭和53年11・12月)に掲載の尾崎芳治「17世紀イングランドの土地所有」に一部誤りがありましたので訂正します。

		誤	正
ページ	行		
30	8	編成であり、	編成であり、 <sup>12)</sup>
	11	ゲヴェーレ的物権 <sup>12)</sup>	ゲヴェーレ的物権 <sup>13)</sup>
33	8	領主的諸層にする	領主的諸層による
34	6,7	marriage	marriage
35	7	onerons	onerous
38	19	概括したものである <sup>29)</sup> 。	概括したものである <sup>30)</sup> 。
	20	ステュアート	ステュアート

70) Tawney, *op. cit.*, p. 310.